

表. 誘導施設一覧

区分	施設	定義
①商業施設	近隣の商店・コンビニエンスストア等（売場面積250㎡未満）	生鮮食品、日用品などを販売する商店（売場面積250㎡未満）
②医療機関	病院	医療法第1条の5第1項に定める病院
	診療所	医療法第1条の5第2項に定める診療所
③子育て支援施設	保育所	児童福祉法第39条第1項に定める保育所
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に定める認定こども園
	放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に定める事業所
	児童館	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設
	子育て世代包括支援センター	母子保健法 第22条2項に定める施設
④高齢者福祉施設	有料老人ホーム	老人福祉法第29条第1項に定める施設
	グループホーム	介護保険法第8条第20項に定める「認知症対応型共同生活介護」についてのサービスを提供する施設
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者住まい法第5条第1項に定める施設
	ケアハウス	老人福祉法第20条の6に定める施設
⑤教育施設	小学校	学校教育法第1条に定める小学校
	中学校	学校教育法第1条に定める中学校
⑥文化・交流施設	図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館
	文化施設	観光やまちなかの賑わいを創出する文化施設
	交流施設	地域住民の相互交流を目的とし、文化・交流・コミュニティ活動を支える施設
⑦行政施設	本庁舎、支所	地方自治体の事務を取り扱う施設